

別紙

仕様書

- 1 契約件名 災害対策本部総合対策部室等の複写サービス
- 2 契約期間 令和7年10月1日～令和12年9月30日(60月)
- 3 設置場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁防災庁舎3階 災害対策本部総合対策部室等
- 4 基本機能 次の条件を満たす機器 6台

項目		仕様
基本仕様 コピー機能	解像度	読込 600dpi×600dpi 以上
	給紙段数	4 段以上+手差しトレイ
	給紙容量	500 枚以上×4 段以上+手差し 100 枚以上、大容量給紙トレイ (1,500 枚以上/A 4 ヨコ) × 1 段
	対応用紙サイズ	A 3 ~ B 5、ハガキ
	カラー対応	フルカラー
	ウォームアップタイム	30 秒以下
	ファーストコピータイム	モノクロ：4 秒以下、カラー 6 秒以下
	連続複写速度(モノクロ)	50 枚以上/分 (A 4 ヨコ)
	連続複写速度(カラー)	50 枚以上/分 (A 4 ヨコ)
	複写倍率	25%~400% (1%単位の任意設定が可能)
	自動両面原稿送り装置	原稿収容可能枚数 100 枚以上
	両面原稿同時読込	自動原稿送り装置は1 回の読込で両面印刷原稿を両面同時に読み取ることができること
	自動両面コピー	可能なこと
	排紙機能	排出先を2つ(インナー排出)に分けること
プリンター機能	プリンター機能については基本仕様と同等の処理能力があること	
	対応プロトコル	TCP/IP 対応
	対応 OS	Windows10 以降の OS に対応していること
	インターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 及び USB2.0 以上 無線 LAN (IEEE802.11a/b/g/n/ac) を有すること
スキャナー機能	形式	フルカラー対応のネットワークスキャナー機能を持つこと
	読み取りサイズ	最大 A 3 まで読み取り可能なこと
	出力フォーマット	PDF/JPEG/TIFF 形式で保存できること
	SMB 転送 (Push スキャン)、メール転送で職員のパソコンへ保存できること	
	検索に便利な OCR 処理 (文字認識) できること また、編集可能な Excel/Word 形式に変換できること	
FAX機能		G 3、加入公衆回線/PBX に対応していること
		FAX 回線は2 回線有すること
		200 件以上の短縮ダイヤル登録ができること グループ登録できること
		同報送信できること

環境	TEC 値は 0.60kWh 以下であること
	グリーン購入法に適合し、国際エネルギースタープログラムの基準を満たし、エコマーク認定商品であること
	スリープモード等の節電機能を装備していること
電源	最大消費電力は 1.5kw 以下、AC100V、15A の 1 電源を使用可能であること
セキュリティ	コピー等の際、HDD 内の原稿データをジョブ終了時に上書き消去できること、又は SSD 若しくは HDD へのデータ書き込み時に暗号化できること

5 その他（納品条件等）

- (1) 新品に限る（工場から出荷された状態で搬入の上、据付、調整及び動作確認を行うこと。）。
- (2) 概ね幅 120cm 奥行 80cm 以内に設置可能であること。
- (3) 令和 7 年 9 月 30 日までに機器の設置を完了させ、令和 7 年 10 月 1 日から使用が可能となるように調整すること。
- (4) 県庁 LAN へ接続し、職員がプリンター及びスキャナーとして使用できるよう複合機の環境設定を行い、必要に応じて職員 PC へのドライバーインストール等の作業を実施すること。
- (5) FAX 回線に接続し使用できる状態にするとともに、既存機に設置された FAX 宛先登録を新設機にも設定すること。
- (6) FAX 等登録されているデータを引き継ぐこと。
- (7) 設置した複合機を常に良好な状態に保つため、複合機に精通した保守要員により常時保守できる体制を整え、定期的（月 1 回以上）に点検及び調整を行うこと。
- (8) 複合機が故障した場合は、速やかに点検・修理に着手するとともに、使用可能な状態に回復させること。
- (9) 複合機を常時正常な状態で使用するために必要な消耗品（用紙を除く。）の交換を行うこと。また、その料金は複写サービス料金に含めること。
- (10) 複写機の搬入、据付け調整及び撤去（県庁 LAN 及びパソコンの接続、既 FAX の登録データの移行作業等を含む）に要する経費は、複写サービス料金に含めること。
- (11) 当局の月間使用見込枚数（6 台合計）は以下のとおりであるが、この枚数を保証するものではない。
（モノクロ 33,500 枚、カラープリント 18,300 枚、カラーコピー 6,100 枚）
- (12) 請求する際のプリント枚数については、装置の点検と調整のために使用したプリントの枚数及び乙の責に帰すべき原因による不良プリントの枚数については、プリント枚数からその枚数を控除するものとする。
- (13) 仕様の確認のため、応札機器のカタログ等仕様が確認できる書類を提出すること。
- (14) 本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議すること。